

京 都 商 工 会 議 所

令和7年度（2025年度）永年勤続優良従業員表彰 要項

推薦の条件

1. 勤務先が京都商工会議所会員であること。
2. 勤続年数が「10 年以上(入社：2015 年 10 月 1 日以前)」もしくは「30 年以上(入社：1995 年 10 月 1 日以前)」の従業員で、次のいずれかを備えるもの。
 - (1) 常に道徳を重んじ、公正な取引で企業等の信用を高め、また永年にわたって経営者を補佐し、後進をよく指導して販路の拡張、事務能率の向上を図るなど、事業の繁栄に寄与したもの。
 - (2) 終始職務に精励して技術・サービスの改良や品質の向上に努め、あるいは生産性の向上、経営の合理化を図り、また後進をよく指導して勤労意欲の高揚、作業に対する責任感の確立を図るなど、事業の発展に寄与したもの。

＜備 考＞

- * 勤続年数算定基準日は、2025 年 9 月 30 日とします。
- * 会社役員(取締役、監査役、顧問、相談役等)、団体役員(理事等)、個人企業の事業主、およびパート・アルバイトについては、表彰候補者とすることはできません。
- * 「勤続 10 年以上」については、過去における被表彰者を再び推薦することはできません。
- * 「勤続 30 年以上」については、過去の「勤続 30 年以上」被表彰者を再び推薦することはできません。ただし、過去の「勤続 10 年以上」の被表彰者を推薦することは可能です。
- * 企業統合等により、勤続年数に中断のあった方については、本所表彰審査委員会で検討します。

推薦(表彰候補者)の人数

推薦できる候補者の人数は、本所地区内（京北地域を除く京都市内）事業所における貴社・団体の従業員数（パート・アルバイトを除く）に基づき「勤続 10 年以上」「勤続 30 年以上」において、それぞれ右の表の範囲内でお願いします。貴社・団体の従業員数が 100 人未満の事業所で、人数枠を超えて推薦を希望される場合は、事前に事務局までお問合せください。

本所地区内事業所の従業員数		推薦人数枠
3,000 人以上		各 10 人
2,000 人以上	3,000 人未満	各 8 人
1,000 人以上	2,000 人未満	各 7 人
500 人以上	1,000 人未満	各 6 人
100 人以上	500 人未満	各 5 人
30 人以上	100 人未満	各 3 人
	30 人未満	各 2 人

推薦の方法

1. 下記 URL または右の QR コードから申込みページ（本所 WEB ページ）にアクセスし、必要事項を入力してください。

◎ 申込みページ ⇒ https://www.kyo.or.jp/kyoto/ac/event_121543.html

※入力いただいた情報は表彰状や被表彰者名簿に使用する文字となりますので申請前に再度ご確認をお願いします。



申込みページ
(本所 WEB ページ)

2. 「10 年以上」「30 年以上」合わせて 10 人まで入力できます。
11 人以上推薦する場合は、2 回に分けて入力してください。
3. 「10 年以上」「30 年以上」の各表彰区分において、2 人以上推薦する場合は、推薦順位の高い方から順に入力してください。

《個人情報の取り扱いについて》入力頂いた個人情報は当表彰の審査・選考及び実態調査・分析、京都商工会議所からの各種連絡や情報提供のために利用するほか、事業所名・被表彰者氏名・勤続年月は、表彰式で配布する被表彰者名簿に掲載します。

推薦申込期限 2025 年 9 月 12 日（金）17 時 <厳守願います>

被表彰者の決定

1. 「勤続 10 年以上」の被表彰者は、本所表彰審査委員会で決定します。
2. 「勤続 30 年以上」の被表彰者は、本所表彰審査委員会で審査し、本所常議員会の議決を経た後、日本商工会議所に申請して決定されます。表彰状には、本所会頭名に加えて日本商工会議所会頭名を連記します。

表彰式

被表彰者の決定と表彰式のご案内は、2025 年 11 月中旬に推薦者(会員事業所ご代表者)宛に郵送します。

問合せ先 京都商工会議所 会員部 従業員表彰担当 (TEL:075-341-9760 / メール:kaiinbu@kyo.or.jp)